

速報重要判例解説

【No.2003-010】

信用協同組合に対し金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされても、当該信用協同組合の組合員は、組合員代表訴訟を提起することができ、また、係属中の組合員代表訴訟を進行する資格又は権限を失わない。

【文献番号】	28081750
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第一小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成15年 6月12日
【事件番号】	平成14年（受）第853号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	破棄差戻し
【裁判官】	深沢武久 横尾和子 甲斐中辰夫 泉徳治 島田仁郎
【参照法令】	中小企業等協同組合法42条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律8条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律11条 商法267条 預金保険法74条、77条 民事訴訟法124条、125条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

本件は、中小企業等協同組合法に基づき設立された信用協同組合である東京商銀信用組合（以下「訴外A信組」という。）の組合員である上告人X1が、訴外A信組はB社及びそのグループ会社に対してした融資によって損害を被ったが、それは訴外A信組の当時の理事で融資を担当した本店長であった被上告人Y1及び当時の代表理事であったY2'の忠実義務違反によるものであるとして、被上告人Y1及びY2'の相続人である被上告人Y2およびその他の相続人に対し、同法42条において準用する商法267条に基づき、訴外A信組へ損害の賠償をするよう求める訴訟である。これには同じく訴外A信組の組合員である上告人X2及び同X3が、X1と同じ請求をするために共同訴訟参加している。またY2はその他の相続人から選定当事者として選定されている。

A信組は、第1審で被告側に補助参加の申立をなし、認められた（東京地決平成7年11月30日判時1556号137頁）。しかしその後A信組は、本件第1審係属中の平成12年12月16日、金融再生委員会から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）8条1項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命じられ、C及びDが金融整理管財人に選任された。そして金融整理管財人に代表されたA信組は、X1の提起した訴えのうちY1およびY2に対するものに関してのみ共同訴訟参加した。

第1審裁判所は、A信組の共同訴訟参加に基づく訴えを認容したが、X1およびX2の訴えは、「金融機関が金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた後は、取締役、理事等の経営者の責任を追及する権限は金融整理管財人に専属し、中小企業等協同組合であるAについていえば、組合員は、中小企業等協同組合法42条によって準用される商法267条に基づいて代表訴訟を提起し、又は同じく準用される商法268条2項に基づいてその代表訴訟に参加する資格を失い、このことは、金融整理管財人がその専権を行使すべき必要性から見て、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の時期が、組合員代表訴訟の提起又は参加の申出の後にされた場合においても同じであると解するのが相当である」と判示し、X1の訴えおよびX2、X3の参加申出は、事後的に金融整理管財人が選任されたことによりいずれも不適法なものとなったとして却下した。控訴審でも同様の判断を示して控訴を棄却した。

2. 判決の要旨

控訴審判決を破棄し、第1審判決を取り消して第1審に差戻。

「金融整理管財人は、あくまでも被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行うのであり（金融再生法 11 条 1 項）被管理金融機関がその財産等に対する管理処分権を失い、金融整理管財人が被管理金融機関に代わりこれを取得するものではない。この点において、金融整理管財人は、会社更生手続等における管財人等とは、法的地位を異にするものである。会社更生手続においては、更生手続開始の決定があると、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属し（会社更生法 53 条）会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とし（同法 96 条 1 項）既に係属中の訴訟の手続は、中断し（同法 68 条）管財人と相手方との間で受継が行われる（同法 69 条 1 項）。民事再生手続においては、管理命令が発せられると、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属し（民事再生法 66 条）再生債務者の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とし（同法 67 条 1 項）既に係属中の訴訟の手続は、中断し（同条 2 項）管財人と相手方との間において受継が行われる（同条 3 項）。また、破産手続においては、破産財団の管理及び処分をする権利は、破産管財人に専属し（破産法 7 条）破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とし（同法 162 条）既に係属中の訴訟は、中断し（民訴法 125 条 1 項）破産管財人と相手方との間において受継が行われる（破産法 69 条 1 項）。一方、金融再生法には、金融整理管財人の被管理金融機関に代わっての財産等管理処分権並びに訴訟手続における当事者適格、中断及び受継に関する規定がないのである。これは、金融整理管財人が被管理金融機関を代表する地位にあるからである。

金融再生法 18 条 1 項は、「金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。」と規定しているが、これは、金融整理管財人は被管理金融機関を代表する立場でこれらの措置をとらなければならないという趣旨であって、訴えの提起についても、金融整理管財人は、当事者としてではなく、被管理金融機関の代表者として訴訟を進行することになるのである。訴えの当事者は、あくまでも被管理金融機関である。

したがって、信用協同組合の組合員は、当該信用協同組合に対し金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされても、中小企業等協同組合法 42 条において準用する商法 267 条に基づき、「当該信用協同組合のため」組合員代表訴訟を提起することができる。そして、組合員代表訴訟が既に係属中に、上記の処分がされても、当該訴えを提起した組合員は、訴訟を進行する資格又は権限を失うものではない。また、中小企業等協同組合法 42 条において準用する商法 268 条 2 項に基づく組合員又は信用協同組合の組合員代表訴訟に参加する資格も、上記の処分により影響を受けるものではないと解すべきである。金融整理管財人としては、必要に応じて、組合員代表訴訟の推移を見守り、又は被管理信用協同組合を代表して同訴訟に参加することができるものというべきである。」

3. 本件判決についてのコメント

1. 金融整理管財人の地位

本件で問題となった金融整理管財人とは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下金融再生法という）11 条に定められた機関で、金融機関が債務超過や預金払い戻し停止のおそれがある場合に、一定の要件の下で再生委員会が発する管理を命ずる処分において選任され、被管理金融機関に派遣されるものである。金融再生法は、いわゆるバブル経済崩壊後の金融危機に対処するために 1998 年の金融機関の破綻処理に関する法制の一つで、2001 年 3 月までの 3 年間に集中処理するものとして制定された。[1]その後、2000 年の金融システム安定化法制の中で改正された預金保険法でも金融再生法のスキーム、すなわち金融整理管財人による管理が取り入れられ、恒久化されている。

この金融整理管財人は、被管理金融機関を代表し、業務の執行および財産の管理及び処分

を行い（金融再生法 11 条＝預金保険法 77 条）被管理金融機関が受け皿金融機関に営業譲渡等されるまで、業務および財産の管理に関する計画を立案してこれに従った適切な業務運営を行う権能を有する（同法 14 条）。従って、裁判上の倒産処理手続が開始されて選任される各種管財人、特に会社財産の管理処分権が専属する破産管財人、更生管財人の地位と類似した地位が、金融整理管財人に認められているといえることができる。

ただし金融再生法は、裁判上の倒産処理手続立法と異なり、金融整理管財人の権限について詳細な規定をおいているわけではない。特に被管理金融機関について係属する訴訟が業務財産管理命令によって中断し金融整理管財人が受継するとの規定は存在しない。この点では中断受継に関する明文規定を有する破産法および会社更生法上の管財人〔2〕と異なり、むしろ会社整理において管理命令が下された場合における管理人〔3〕と同様である。学説上は、金融整理管財人を会社整理における管理人と近い存在と位置づけてその権限を検討するにもかかわらず、「再生法に基づく管理を命ずる処分がなされた場合、会社の財産の管理および処分権は金融整理管財人に専属し（再生法 11 条 1 項）その結果、被管理金融機関の財産関係をめぐる訴訟については、金融整理管財人が当事者適格を取得するとかんがえられ」と論じる文献〔4〕があるが、この点はおそらく誤解に基づくものであろう。

そこで、金融整理管財人の地位は、破産や会社更生の管財人のように被管理金融機関の当事者適格を有すると解するよりも、むしろ代表者たる地位を有するものと解することができる。その場合でも、被管理金融機関の財産関係について訴訟が係属する場合は、金融整理管財人の選任により民事訴訟法 124 条 1 項 3 号の法定代理人死亡若しくは代理権の消滅による中断事由が認められることとなろう。

2．株主代表訴訟と金融整理管財人選任の効果

本判決で問題となった株主代表訴訟と同一の性質を有する組合員代表訴訟と金融再生手続との関係も、金融再生法には規定されていない。この点本判決の論理は明快であり、要するに金融整理管財人は破産管財人や更生管財人などと異なり倒産者の訴訟当事者適格を有せず、中断受継も規定されず、取締役や監査役等の責任追及においても被管理金融機関の代表者として訴え提起等をするのであるから、業務財産管理命令が下されても組合員の代表訴訟の訴訟追行権に影響を及ぼさないというのである。

この点学説では、業務財産管理命令により金融整理管財人が選任された場合に株主等が代表訴訟を提起することはできなくなると解する見解がある〔5〕。これらの見解が挙げる根拠は、代表権・業務執行権が金融整理管財人に専属することおよび被管理金融機関の役員の民事責任追及義務が特に金融整理管財人に課されていること（金融再生法 18 条）そして下級審判例で会社更生手続開始後の株主代表訴訟が不適法とされている点である。

このうち代表権や業務執行権が金融整理管財人に専属することは代表訴訟の訴訟追行権と関係しない。当事者適格の問題は代表権の帰属によっては左右されないし、代表訴訟の制度自体が会社の代表者に代表権・業務執行権のあることを前提に設けられているのであって、その帰属が金融整理管財人に移ったことだけでは影響しないはずである。これに対して被管理金融機関の取締役等の民事刑事責任追及義務を金融整理管財人に帰属せしめている点は、同じく取締役等の会社に対する責任を追及する代表訴訟と重複するものであり、理論的には代表訴訟の訴訟追行権が失われると解することも可能である。

しかしながら、金融再生法 18 条の趣旨は、被管理金融機関の取締役等の責任追及をすべきかどうか金融整理管財人の裁量に委ねたのではなく、責任追及の義務を課したのであり、民事刑事の責任追及が可能な場合にもその権利行使を差し控える自由を認めたわけではない。そうだとすると、株主等の代表訴訟追行権を否定して金融整理管財人にのみ責任追及の訴えを提起できる地位を認める必要はなく、むしろ金融整理管財人以外のイニシアティブによって取締役等の責任追及の訴えを提起できると解する方が、立法趣旨にかなうものと考えられる。

従って、本判決は妥当と評価することができる。

3．本判決の射程

本判決は、金融再生法に基づく業務財産管理命令が下された場合の、信用組合組合員の代表訴訟追行適格に関するものである。もっとも金融再生法の金融整理管財人による破綻処理スキームはほぼ預金保険法に受け継がれているので、この判決の射程は預金保険法の下での金融機関破綻処理に及ぶ。また信用組合のケースに限らず、株式会社の代表訴訟についても当然及ぶ。

これに対して、他の倒産処理手続が開始した場合の代表訴訟追行適格については、当然には射程が及ばない〔6〕。すなわち、株主代表訴訟が係属中に会社が破産または会社更生手続の開始決定があった場合、あるいは破産または更生会社の株主が代表訴訟を提起する場合について、本判決から直ちに株主の訴訟追行権が肯定されることにはならない。むしろ本判決の論理からすれば、会社更生等と異なり中断受継を予定していない業務財産管理命令によっては代表訴訟追行適格に影響を及ぼさないというのであるから、手続の開始により中断受継を予定している倒産処理手続においては逆に代表訴訟追行適格も失われると解する方が素直である。

もっとも、代表訴訟は会社が当事者となっているわけではないので、会社の財産関係に関する訴訟が中断受継されることは当然には代表訴訟追行適格に影響するものではない。

類似する問題として、民法上の債権者取消権に基づく訴訟が係属中に債務者に破産宣告がなされた場合に、当該訴訟は中断し、管財人が受継できる旨の規定がおかれている（破産法 86 条）。この場合破産者はもともと当事者ではなく、債権者と受益者が当事者となっているが、特に特則をもって管財人に受継の余地を認めたものである。ただしこの場合、破産者の詐害行為を取り消して財産を取り戻す権能は破産法 72 条以下の否認権として管財人が専属的に行使するので、破産債権者が個別に行使することは制約されざるを得ないという事情がある。また破産債権者が個別的な権利行使を禁止されていることとの関係、および破産者の財産管理権限が破産管財人に専属することとの関係でも、債権者が個別に債権者取消権を行使することは認めにくい。

代表訴訟は否認権とも債権者の個別的権利行使とも趣旨が異なるのであり、債権者取消権に関する規定の存在や、その債権者代位訴訟への類推適用などと同列に論じられるべきではない。

むしろ、旧経営陣に対する責任追及のイニシアティブを管財人に専属させるよりも、管財人の代表する利益とは別個に、固有の利害関係を有する株主等にも認める方が、倒産責任の明確化という点では適格的と言えよう。そのように考えると、本判決は、その論理構成から破産や会社更生手続における株主等の代表訴訟追行権の帰趨に直ちに影響するものではないが、実質的な利益状況としては、破産等においても同様の解決が妥当とする解釈の手がかりとなりうる判決と位置づけることができる。

注

〔1〕 金融再生法 3 条参照。

〔2〕 民事訴訟法 125 条、会社更生法 68 条および 69 条参照。なお民事再生法においても、管理命令が下された場合には管財人が選任され、係属中の訴訟について中断受継する旨の明文規定が同法 67 条に置かれている。

〔3〕 商法 398 条 2 項は管理人の権限につき「会社ノ代表、業務ノ執行並ニ財産ノ管理及処分ヲ為ス權利ハ管理人ニ専属ス」と規定しつつ、会社の財産関係に関する訴訟の中断受継の規定は置いていない。

〔4〕 谷健太郎＝浅井弘章「金融整理管財人の権限について（下）」金法 1553 号 41 頁。

〔5〕 谷＝浅井・前掲論文 41 頁、吉戒修一「金融機関破綻関連法の法的検討〔Ⅱ〕」商事法務 1532 号 29 頁注 41 参照。

〔6〕 この点について学説は、株主等の代表訴訟の追行権が失われると解するものとして伊藤眞『破産法』（全訂第 3 版補訂版）（有斐閣・2001）268 頁、垣内秀介・倒産判例百選（第 3 版）46 頁など。これに対して株主等の代表訴訟追行権が存続すると解するものとして、中島弘雅「倒産企業の経営者に対する責任追及」河野正憲＝中島弘雅編『倒産法大系』（弘文堂・2001）107 頁、特に 121 頁以下参照。但し中島教授は管財人が査定の申立をしてきたときは係属中の株主代表訴訟が中断すると解すべきとしている

(平成15年11月4日)

著者：南山大学法学部教授 町村泰貴